

議事日程(第4号)

平成30年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第18号 須恵町西作業所設置条例の制定について
日程第 2 議案第19号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第20号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第21号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第23号 平成30年度須恵町一般会計予算の提出について
日程第 6 議案第24号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
日程第 7 議案第25号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
日程第 8 議案第26号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
日程第 9 議案第27号 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
日程第10 議案第28号 平成30年度須恵町水道事業会計予算の提出について
日程第11 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第18号 須恵町西作業所設置条例の制定について
日程第 2 議案第19号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第20号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第21号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第23号 平成30年度須恵町一般会計予算の提出について
日程第 6 議案第24号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
日程第 7 議案第25号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
日程第 8 議案第26号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
日程第 9 議案第27号 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
日程第10 議案第28号 平成30年度須恵町水道事業会計予算の提出について
日程第11 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1番	児玉求	2番	世利孝志
3番	白水勝元	5番	三角栄重
6番	田ノ上真	7番	松山力弥
8番	猪谷繁幸	9番	田原重美
10番	合屋伸好	11番	原野敏彦
12番	三上政義	13番	柴田真人
14番	今村桂子	15番	三角良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋裕史	副町長	
教育長	安河内文彦	総務課理事	満行誠
上下水道課理事	石井浩二	健康福祉課理事	小林はつみ
住民課長	梅野猛	子ども教育課長	御手洗文生
税務課長	合屋浩二	地域振興課長	稲永勝章
健康福祉課長	長澤義一	都市整備課長	甲木圭二
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
社会教育課長	吉川聡士	会計管理者	今泉俊裕
総務課課長補佐	諸石豊	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第23号から議案第28号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第18号須恵町西作業所設置条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第18号須恵町西作業所設置条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書16ページをお開きください。

提案理由として、旧西幼稚園園舎を新たに須恵町西作業所として設置し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたことによるものです。

次のページをお開きください。

第1条は設置について。

第2条は、施設の名称と位置。

第3条は、使用者を公益社団法人須恵町シルバー人材センターに定めるものです。

第4条は、使用权の譲渡を禁ずるものです。

第5条は、附則としてこの条例は平成30年4月1日から施行する。

質疑として、シルバー人材センターが使用する施設の箇所についてはというもの。これは事務室と作業室を使用するとの回答がありました。シルバー人材センターの人数についてはというものに、178人との回答でした。4月1日を待たずに使用は開始されているかとの質疑に、既に始まっているとの回答でした。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第18号須恵町西作業所設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第19号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第19号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書18ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、国民健康保険の税率の改定を行うため、並びに地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が交付され、地方税法の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより

ます。

21ページの新旧対照表をごらんください。

第3条、課税額について。改正前の第1項の構成を変更し、改正後は課税額ごとに号番号を付します。第1号基礎課税額、第2号を後期高齢者支援金等課税額、第3号を介護納付金課税額とし、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるものとします。

続きまして、22ページの2項、3項、4項は、それぞれを示す第1項の号番号を追加しております。

第4条から基礎課税額に係る改定です。

第4条にて、所得割額を100分の7.4に改定。

第6条にて均等割額を2万5,000円に改定。

次ページの第6条の2では、平等割額を特定世帯以外の世帯を2万6,000円、特定世帯を1万3,000円、特定継続世帯を1万9,500円に、それぞれ改定します。

第9条からは、介護納付金課税額に係る改定です。

第9条に所得割額を算定する税率を100分の1.8に改定。

第10条にて均等割額を8,000円に改定。

第10条の2で平等割額を7,000円に改定します。

第15条から25ページの第25条前段までは、文言読点の追加等精査による改正です。

第25条、後段の第1号では、7割軽減世帯。

続く26ページの同条第2号で、5割軽減世帯、同条第3号で2割軽減世帯の各納税義務者を対象とした被保険者均等割額、世帯別平等割額から減額する額の改定を、税率改定に伴い行うものです。

17ページ中ほどの第25条の2から、31ページの附則13項までは、精査による改定です。20ページに戻ります。

附則第1項この条例は、平成30年4月1日から施行する。2項この条例の規定は、平成30年度以降も、国民健康保険税に適用し、平成29年度分までは従前の例による。

トータルで減額になるのかという質疑に対し、全体で調定額は下がるとの回答でした。

反対討論として、県に移行するのは賛成できないとの発言がありました。この発言は、議会より当委員会に付託された議論からは逸脱しますので、そのような主張は討論として採用できない旨を伝えたのですが、話の結論が変わりませんでした。発言者の資質から見て、これ以上のものは無理と判断し、反対討論として採用したものでございます。議会の付託を軽視することはあってはならないという意味で、紹介させていただきました。

文教厚生委員会賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第19号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第20号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第20号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第20号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書32ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が交付され、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによるものです。

34ページの新旧対照表をごらんください。

第3条須恵町が保険料を徴収すべき被保険者についての改正です。第2号では、病院や診療所へ入院している被保険者について。第3号及び第4号は、継続して2つ以上の病院に入院した場合の被保険者について。いずれも括弧書きの部分、これは他の広域連合会との間でも保険料徴収について準用する旨の文言が追加されております。第5号では、国保加入中に住所地特例対象施設に入所した者が、75歳に到達したときの住所地特例の見直しがなされています。この改正により、国保と後期の制度間を移動した被保険者も住所地特例の対象となるものです。

35ページをごらんください。

附則第2条は、整理による削除です。これにより第3条が第2条へ条ずれします。

33ページに戻ります。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

反対討論として、後期高齢者医療制度は、国保からの支援金を受けているので賛成できないという発言がありました。これもこの本討論は、先ほどの議案第19号の報告でも申し上げましたので、重ねて述べませんが、今後付託の趣旨に沿わない討論をどう取り扱うか検討してまいりたいと思います。

文教厚生委員会賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第20号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第21号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第21号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第21号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書36ページをお開きください。

提案理由として、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が交付され、国民健康保険法の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによるものです。今回の改正は、町の附属機関である国民健康保険運営協議会の名称変更と文言の追加です。

38ページの新旧対照表をごらんください。

目次及び見出しを含む条文内の文言、改正前の須恵町が行う国民健康保険を改正後は須恵町が行う国民健康保険の事務に、また改正前の国民健康保険運営協議会を、改正後は国民健康保険事業の運営に関する協議会とするものです。

37ページに戻ります。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第21号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第23号

日程第6. 議案第24号

日程第7. 議案第25号

日程第8. 議案第26号

日程第9. 議案第27号

日程第10. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第23号平成30年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第6、議案第24号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第

7、議案第25号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第8、議案第26号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第9、議案第27号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第10、議案第28号平成30年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました、議案第23号平成30年度須恵町一般会計予算から議案第28号平成30年度須恵町水道事業会計予算までの6議案についての審査の経過と結果の報告をいたします。

審査は3月13日、14日、15日の計3日間行いました。それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第23号平成30年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書1ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億円と定める。2項、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は「第2条地方債」による。

第3条、債務負担行為は「第3表債務負担行為」による。

第4条、一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

第5条、歳出予算の流用について。各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかわる予算額に過不足が生じた場合における同一款内での流用ができる。

8ページ、第2表地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億2,000万円、須恵町多目的公園（仮称）整備事業債2,250万円、道路改良事業債2,380万円、緊急防災減災事業債270万円、防災行政無線整備事業債900万円、全国瞬時警報システム再整備事業債280万円、須恵第3小学校校舎改修事業債6,370万円、以下起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりです。

9ページ、第3表債務負担行為です。

事項、防災行政無線整備工事設計監理業務委託、期間平成30年度から平成31年度まで1,500万円を設定します。

一般会計歳入歳出予算の総額80億円は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、国民健康保険操出金、道路新設改良関係が大きく下がったことなどにより、対前年度比3億5,000万円の減額、4.2%の減となりました。

主な歳入予算は、1款町税28億3,347万6,000円で、歳入全体の35.4%、前年比4,445万円、1.6%の増です。

9款地方交付税18億4,500万円で、歳入の23.1%、5,500万円、2.9%減。

13款国庫支出金8億5,912万円は、歳入の10.7%、今年度道路関係の社会資本整備総合交付金の減などにより1,070万8,000円、1.2%の減。

14款県支出金5億5,880万3,000円は、歳入の7%、施設型給付費等県負担金1,158万9,000円の増により1,932万9,000円、3.6%の増。県支出金において、県から委託された屋外広告物の整備についての質疑がありました。

17款繰入金は、歳入の3.1%で、2億6,000万円、51%の減。財源収支の不足額2億6,000万円で、2億5,000万円は財政調整基金からの繰り入れを予定しています。

19款諸収入1億3,076万1,000円は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合派遣職員人件費負担金639万1,000円の増。介護保険地域包括支援センター事業交付金331万9,000円の増などにより1,407万5,000円の増です。

20款町債4億4,450万円は、歳入の5.6%で1億320万円、18.8%の減。地方債で報告した起債のうち、臨時財政対策債は1,000万円の減。新規の借り入れとして多目的公園整備から第3小学校改修までの6事業です。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は全体の46.1%で、依存財源は53.9%です。財政調整基金からの繰入金が2億6,000万円減になったことにより、自主財源が0.7ポイント下がっています。

歳出予算ですが、1款議会費では、特別旅費が390万円ほど減。

2款総務費9億2,801万6,000円は、歳出全体の11.6%で、須恵町多目的公園（仮称）造成工事請負費、議場設備リース料、庁舎用電源設備改修工事、基本設計業務委託料などの増により5,801万8,000円、6.7%の増です。

総務費では、嘱託職員の数について、マイナンバー関係の国の補助について、情報セキュリティクラウド負担金について、コミュニティバスの乗り入れについて、私鉄バス運行経費補助金について、オープンイノベーションセンターの収入について、滞納整理指導員賃金についての質疑がありました。

3款民生費33億43万8,000円は、歳出の41.3%で国民健康保険への繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金の減。第3学童保育所施設整備工事請負費の終了により1,795万円、0.5%の減です。

4款衛生費9億1,005万8,000円は、歳出の11.4%、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金などの減により8,571万4,000円の減で8.6%減。

6款農林水産業費1億5,996万5,000円は、歳出の2%、旅石地区水路改良工事が終了したため1億6,308万9,000円、50.5%の減。

農林水産費において、妻積遺跡上水路調査測量設計業務について、須恵町堆肥センター改修工事請負費についての質疑がありました。

7款商工費2,211万6,000円は、歳出の0.3%、プレミアム付商品券発行事業補助金が減のため3,159万7,000円、58.8%の減。

商工費においてプレミアム付商品券発行事業補助金についての質疑がありました。

8款土木費6億214万6,000円は、歳出の7.5%、道路改良事業費の減少により1億3,657万6,000円、18.5%の減。

土木費において、河川浚渫工事の場所について、乙植木平原線道路改良工事に伴う用地取得の場所について、須恵中央駅前公園整備工事における、本年度の整備範囲について、環境整備作業員賃金についての質疑がありました。

9款消防費3億7,592万9,000円で、歳出の4.7%、粕屋南部消防組合負担金は3億1,036万3,000円で、福岡市消防局指令センター共同運用委託金の増により2,738万4,000円の増ですが、城山防災会館建設工事費が終了したため4,325万2,000円、10.3%の減となりました。

10款教育費10億3,838万3,000円は、歳出の13%、須恵第3小学校校舎外壁防水改修工事、第1小学校下水道接続工事、須恵中多目的ホールエアコン設置工事などにより1億719万4,000円、11.5%の増です。

教育費において、幼稚園教諭臨時雇い賃金について、ヤングアドバイザーの減について、第3小学校の納付金、金融機関について、第2小学校の家庭訪問の廃止について、新原区開村400年記念事業補助金について、歴史民俗資料館の入場者数についての質疑がありました。

12款公債費5億2,923万4,000円は、歳出の6.6%、平成29年度で償還終了が13本、新たに9本が償還開始となります。償還終了した元金より、償還開始となる9本の元金が少ないため3,717万1,000円、6.6%の減となっています。平成20年ごろまでは、起債借入れを抑制していたため、起債償還額は減少傾向にありましたが、今後幼稚園建設などの償還が始まり、さらに小中学校の大規模改造などで借入れを行う予定で、現時点で5億5,000万円前後の元利金償還が毎年続いていく見込みとなっています。

歳出の構成比は、義務的経費が43.1%で、前年比2.2ポイントの増。投資的経費、普通建設事業費、災害復旧事業費が4.2%で、道路改良工事業等が昨年よりも少ないため2.9ポイントの減。その他の経費52.7%で0.7ポイントの増。前年に比べ、投資的経費が2億5,000万円ほど減となっているため、義務的経費その他の比率が高くなっています。

基金状況ですが、29年度末の財政調整基金と減債基金の見込み額は23億9,143万2,000円、30年度取り崩し予定額2億5,000万円と見込んでいます。

討論において、反対討論では、滞納額が多いので、国民健康保険への繰出金の減額分を国民健康保険料金に充て、低所得者の保険料の減額を望むとの理由により、議案23号に反対しますとの反対討論がありました。

賛成討論では、適切な予算措置である、低所得者の国民健康保険料金では7割、5割、2割軽減を行っているので、フォローできているとの賛成討論がありました。

続いて、議案第24号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について。

特別会計予算書の1ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億3,000万円と定める。ことしの当初予算総額は、県が財政運営主体となる国保制度改革により、前年度と比較して率で20.6%、金額で7億8,600万円の大幅な減額となりました。

歳入では、1款国民健康保険税5億2,390万円は1,420万2,000円の減で、予算の17.3%を占めます。

3款国庫支出金は、災害臨時特例国庫補助金頭出しの1,000円で、災害による保険税の減免に対する補助金です。

4款県支出金22億4,354万円は、医療費の支払いに充てるため、保険給付費等県交付金及び災害や景気変動と特別な事情が生じた場合、交付される財政安定化基金県交付金で、予算の74%。

5款繰入金2億6,102万9,000円は9,977万8,000円の減で、主に収支不足のその他一般会計繰入金の減額によるもので、予算の8.6%。

8款町債1,000円は、保険給付増や保険税収納不足により、財源不足となった場合の財政安定化基金貸付金です。

歳出では、1款総務費3,531万4,000円は1,737万3,000円の減、人件費が主なものですが、医療費適正化及び収納率向上特別対策費の予算の組み替えにより減額となっています。

2款保健給付費22億1,355万1,000円は1億1,154万5,000円の減で、予算の73.1%。

3款国民健康保険事業費納付金7億4,440万4,000円で、予算の24.6%、県全体の保険給付費について、国県費等の公費で補われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、医療費水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。

6款保健事業費3,140万円、29.1%の増となっています。

質疑において、一般会計繰入金の減額についての質疑がありました。

討論において、前年どおりの一般会計からの繰り入れを望むため反対するとの反対討論があり

ました。

次に、議案第25号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について。

特別会計予算書の57ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,600万円と定める。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億3,100万円は、1.6%の増。

3款国庫支出金131万8,000円は、システム改修業務委託料に対する補助金です。

4款繰入金9,362万4,000円は10.6%の増で、人件費を含む事務費に係る繰入金と保険料軽減分に相当する、保険基盤安定繰入金を計上しています。

歳出では、1款総務費912万9,000円は、62.8%の増、職員1人分の人件費とシステム改修業務委託料が主なものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億1,521万8,000円は、3.4%の増。

3款諸支出金105万1,000円です。

討論において、国民健康保険と75歳以上の後期高齢者医療を切り離した制度自体に反対のため、この予算に対しても反対であるとの反対討論がありました。

次に、議案第26号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について。

特別会計予算書の85ページです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,300万円と定める。

第2条、地方債は第2表地方債による。

89ページ、第2表地方債です。

起債の目的下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,840万円、多々良川流域関連公共下水道分2億8,110万円、資本費平準化債公共下水道分6,930万円、資本費平準化債流域下水道分2,120万円、特別措置分4,650万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、1款分担金及び負担金で1,332万1,000円は、供用開始面積の減により464万8,000円、25.9%の減。

2款使用料及び手数料で下水道使用料2億6,039万6,000円は、前年度実績による増を見込んで1,453万1,000円、5.9%の増。

3款国庫支出金で下水道費国庫補助金1億2,100万円は、国庫補助に係る工事の減により700万円、5.5%の減。

5款繰入金で、一般会計繰入金3億707万9,000円は959万2,000円、3.2%の増、下水道施設整備基金繰入金3,169万6,000円は137万5,000円、4.2%の減で、

平成26年度から29年度までの基金積み立てを当該年度の30年度に繰り入れます。

7款諸収入300万6,000円、前年度と同額です。

8款町債で下水道事業債4億4,650万円は、第2表地方債で管渠築造工事等の増により6,490万円、17%の増です。

歳出では、1款総務費2億195万3,000円は、受益者負担金前納報奨金の減により144万5,000円、0.7%の減。

2款下水道事業費5億496万3,000円は、管渠築造工事請負費及び修繕料の増により6,359万1,000円、14.4%の増。

3款公債費4億7,530万円は、償還元金の増により1,374万4,000円、3%の増です。

次に、議案27号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について。

特別会計予算書の121ページです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,500万円と定める。

第2条地方債は、第2表地方債による。

125ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,410万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、2款使用料及び手数料で、下水道使用料723万8,000円は、前年度実績により6万円、0.8%の増。

3款繰入金で、一般会計繰入金5,365万2,000円は524万円、10.8%の増。

6款町債で下水道事業債2,410万円は70万円、3%の増です。

歳出では、2款農業集落排水事業費2,171万5,000円は、施設修繕料の増により711万6,000円、48.7%の増。

3款公債費6,223万9,000円は、償還利子の減により77万7,000円、1.2%の減です。

次に、議案第28号平成30年度須恵町水道事業会計予算の提出について。

別冊の水道事業会計予算書の1ページです。

第1条、水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、1、給水戸数1万696戸、前年比3.2%の増。2、年間総給水量267万7,495立方メートル、0.2%の増。3、年間有収水量251万1,491立方メートル、0.7%増。4、1日平均給水量7,335立方メートル0.2%の増。5、建設改良事業費1億5,980万9,000円、49.4%の減。これは配水施設改良事業の減によるもの

です。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款水道事業収益6億4,755万2,000円、前年比0.9%の増。主なものは第1項3目その他営業収益の手数料で、給水申し込み加入金を月15戸で見込んでいます。

第2項営業外収益2,255万5,000円、2目長期前受金の収益化については、新会計基準に伴う減価償却の増加分に対応した帳簿上だけの利益になり、現金収入は伴いません。

支出は、第1款水道事業費5億7,339万7,000円、前年比3.3%の増。第1項営業費用5億4,205万8,000円、1目原水及び浄水費2億8,289万円、951万9,000円の増。主なものは、受水費で大山ダム負担金の軽減措置が終了したことによるものです。5目減価償却費1億3,070万3,000円は976万9,000円の増額。これは緊急時用連絡管事業により設置された施設及び機械の減価償却が開始したことによるものです。第2項営業外費用3,023万9,000円、第3項特別損失10万円、第4項予備費100万円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億273万6,000円は、損益勘定留保資金で補填する。

収入は、第1款資本的収入3,500万円、前年度85.5%の減。これは緊急時用連絡管事業が、平成29年度で終了することに伴う企業債及び国庫補助金の減です。

支出は、第1款資本的支出2億3,773万6,000円、39.3%の減です。主なものは、第1款2目配水施設改良費1億5,410万円で、緊急時用連絡管が、平成29年度で終了することに伴い1億5,600万円の減額です。第2項企業債償還金7,792万7,000円は、返済年の経過により174万円の増。

第5条、議会の議決を得なければ流用することができない経費。1、職員給与費9,214万3,000円、人事異動により2.3%の減。2、交際費10万円です。

第6条棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。

以上、6議案を一括して審査した結果、議案第23号から第25号までの3議案は、賛成多数により可決としています。議案第26号から第28号までの3議案は、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第23号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第23号平成30年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第24号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第25号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第26号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第27号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第28号平成30年度須恵町水道事業

会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。議会運営委員会より議会運営及び会議システム導入について、総務建設産業委員会より福岡都市圏消防共同指令センターの業務について、文教厚生委員会よりシルバー人材センターの業務について。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、3月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に、御集合願います。

また、3月31日をもって退職される石井上下水道課理事、満行総務課理事に御挨拶をお願いしたいと思いますので、閉会后そのまま自席にてお待ちいただきたいと思います。

会議を閉じます。平成30年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時52分閉会
